

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 八木久美子



学位申請者 松山洋平

論文名 「現代イスラーム法思想の概念的検討—ムスリム・マイノリティ法学がイスラーム法学に提起する問題を中心に—」

【審査結果】

松山洋平氏から提出された博士学位請求論文「現代イスラーム法思想の概念的検討—ムスリム・マイノリティ法学がイスラーム法学に提起する問題を中心に—」について、論文審査と口述による最終試験の結果、審査委員会は全員一致で博士（学術）の学位を授与するにふさわしい研究であるとの結論に達した。

なお、本学位請求論文の審査委員会は、八木久美子（主査）、新井政美、飯塚正人、林佳世子、および森伸生（拓殖大学教授、イスラーム研究所長）の計 5 名によって構成された。

【論文の構成】

本学位請求論文の構成は以下の通りである。

序章

第一部 マイノリティ法学概論

第一章 マイノリティ法学の誕生と展開

第二章 マイノリティ法学の論客

第二部 古典イスラーム法学の空間論と「ムスリム・マイノリティ」の位置づけ

第三章 イスラーム法学の古典的地表区分—「ダール・アル＝イスラーム」と「ダール・アル＝ハルブ」—

第四章 「ダール」概念の意義

第三部 マイノリティ法学の論理

第五章 諸論客の理論分析—マイノリティ法学の方法—

第六章 マイノリティ法学の思想的特徴—「法的安定性」の解消—

本稿のまとめ

あとがき

以上本文 124 ページ

参考文献 18 ページ

全 142 ページ

【論文の概要】

まず、マイノリティ法学とは、アラビア語で「フィクフ・アル＝アカッリーヤート」と呼ばれ、宗教的マイノリティとして生きるムスリム（イスラーム教徒）を対象としたイスラーム法学を意味する。西欧や北米などの非ムスリム諸国に、宗教的マイノリティとして生きるムスリムの存在が当たり前のものになった時代に誕生した、イスラーム法学の新しい領域である。

第一章では、マイノリティ法学の提唱者や、その後の展開の様子、論客の顔ぶれや批判的見解など、この法学について概観されている。マイノリティ法学で議論される領域は、非ムスリム諸国に居住することの是非、世俗主義政体の活動に加担することの是非、イスラーム法の実施の問題の三つに分類できるとされる。そして、これらの問題に代表されるマイノリティ・ムスリムのイスラーム法の問題は、1950年代からエジプト出身のユースフ・アル＝カラダーウィーが論じ始め、1994年前後に、イラク出身のターハー・アル＝アルワーニーによって、「マイノリティ法学」という概念が提唱された。その後、この概念は多くのウラマーの支持を受け、この法学の基礎理論を論じた書籍や関連ファトゥワー（法的見解）を集めたファトゥワー集が出版されるなど、広く認知されるようになった。

しかしながら、このマイノリティ法学に対しては批判的な見解を示す者もいるという。スイスで生まれ西洋諸国で活躍するターリク・ラマダーンは、西洋におけるムスリムを社会から疎外されたマイノリティと捉えることを拒否し、その意味でマイノリティ法学を認めない。その一方で、元ダマスカス大学シャリーア学部長のブーティーは、非ムスリム諸国にムスリムが生きるという事態を否定し、イスラーム法が適用される場所に移住しなければならないとする。このように彼らの立場は多岐にわたっているが、そのこと自体、まさにマイノリティ法学という分野がイスラーム法学において注目を集め、議論の対象になっていることを示しているとされる。

第二章では、マイノリティ法学の論客たちがどのような性格を持つアクターであるかが検討される。これらの論客たちは活動を行なっている地域も、さらには言論の内容も異なっており、単一の集団や派閥を形成しているわけではない。しかしながら、彼らは広義の「ウラマー」に分類される人物であるという点では同じである。「ウラマー」とは誰なのかを排他的に定義することは不可能であるが、一般に、イスラームの「伝統」的言説を継承し、それとの連続性を保つことが「ウラマー」と認知されることの条件であることを考

えると、「ウラマー」によって論じられる限り、新しい分野であるマイノリティ法学が古典的な議論の蓄積と有機的に関連づけられることは必須であることが示される。

第三章では、イスラーム法学の「ダール」概念を取り上げ、「ダール・アル＝イスラーム（イスラームの家）／ダール・アル＝ハルブ（戦争の家）」という地表区分に関わる論点を次のような5点に整理する。①「ダール・アル＝イスラーム」という概念は、諸空間を宗教的なノモスに関連づけて理解しようとするイスラームの世界観が政治的なレベルで展開されたものである。②「ウンマ（イスラーム共同体）」が理念的な性格を持つものであり、地球上のすべてのムスリムを構成員とするのに対して、「ダール・アル＝イスラーム」は土地＝領土に基礎づけられた「国家的」共同体である。③「ダール・アル＝イスラーム」という枠組みの存在はイスラーム法解釈の大前提となっているが、それはイスラーム法学において、ムスリムが政治的弱者として存在した初期の規定はのちに破棄されたとみなされており、イスラーム法学が大成したのはムスリムが軍事的勝利をおさめた後の政治状況下であったからである。④「ダール・アル＝イスラーム」の定義については、古典的な学説では、イスラーム法学の諸規定の施行が条件の基軸となっている。⑤「ダール・アル＝ハルブ」にムスリムが居住することについては、それを無条件に禁じる説と、条件付きで許容する説がある。

第四章では、古典的なイスラーム法学を支えるこれら二つの「ダール」に関し、古典的な法学の議論を丁寧に追った上で、次のような指摘がなされる。それは、両者の区分はイスラーム法の規定が施行されるか否かという違いによるものではなく、二つの異なる「ダール」の間にあるのは、適用されるルールの違いであるというものである。つまり「ダール・アル＝ハルブ」はイスラーム法が適用されない地域と捉えられているのではなく、「ダール・アル＝イスラーム」で適用されるものとは異なる、イスラーム法のルールが適用される地域として捉えられているということである。この点は、「ダール・アル＝ハルブ」をイスラーム法が適用されない地域と捉える「通説」に修正を求めるものであり、かつ本論の展開を支える部分ともなっており、非常に重要である。

この点を踏まえると、マイノリティ法学の課題である「イスラームが支配的でない地域における法学規定」は、古典的なイスラーム法学において既に論じられてきた問題領域であるということになる。つまり現在、マイノリティ法学が議論しているのは、「本来、ダール・アル＝イスラームで適用されるべきイスラームのルールを、ダール・アル＝ハルブで実践する方法」ではなく、「古典イスラーム法学において、ダール・アル＝ハルブで適用されるべきとされているルールを、現代の非ムスリム諸国のムスリムに適用する法学として、どのように継承・改革するのか」という点であるということになる。

第五章では、マイノリティ法学のさまざまな論客の方法論を類型学的に分析し、新たなイジュティハード（学的努力）によるマイノリティ法学の構築を説く「古典イジュティハ

ード脱却型」と、古典イジュティハードのなかにマイノリティ法学のヒントを模索する「古典イジュティハード依拠型」のふたつに分類する。そのうえで、このように方法論においては差異を見せながらも、同じ問題について布告された彼らのファトゥワーは極めて近い内容になっており、そのことからこれらの論客たちは、マイノリティとして生きるムスリムのニーズに適う結論をあらかじめ想定し、その結論に達するための解釈を目指していることが明らかにされる。

第六章では、マイノリティ法学が、古典イスラーム法学の備える「法的安定性」を瓦解させるような性質を持つことを示し、それによってマイノリティ法学が現代のムスリムにとってどのような意味を持ちうるかを検討する。古典イスラーム法学では、法学派の形成とタクリード（先人への盲従）の伝統、およびタルフイーク（複数法学派の見解の継ぎはぎ）の禁止によって解釈の地平が制限され、結果的に「法的安定性」が確保されている。また古典的イスラーム法学でなされる議論は、刑法、商法、統治法など異なる分野において使用される語彙や概念との関係のなかで確定されるため、一定の「体系性」を持つ。そしてこの体系性を持った法は、「ダール・アル＝イスラーム」のなかで具象化する。

それに対して、マイノリティ法学の言論では、法学派の持つ拘束力や「ダール」概念の絶対的な意味が否定され、法体系の全体的整合性ではなく、各々の事案における局所的正当性が追求される。つまり、マイノリティ法学で論じられる個々の問題では、他の分野との関連性が問われず、「全体性」が思考の枠の外に置かれる。

このような特徴は、非ムスリム諸国のようなマイノリティ・ムスリム社会を対象とするマイノリティ法学の言論空間においてとりわけ顕著に表れるものであるが、これによってミクロロギー的な法解釈が可能になるという重要な指摘が行なわれる。ミクロロギー的な法は、普遍的な規範の維持を目的とはせず、その場その場での状況倫理を追及する。そうすることでこの法は、体系重視の法においては体系のなかに埋もれてしまうであろう個々の人間に照準を合わせた法解釈を実現することになる。またマイノリティ法学の教説では、イスラームの圏域と異教の圏域を峻別せず、他文化の混在したフラット化された世界観が提唱されるため、この法学は、今日の多文化共生社会において、ムスリムが他者との共生を実現するための概念的な前提を提供することが指摘される。

【論文の評価】

本論文については、審査委員全員から極めて高い評価が与えられた。

この論文に関し、学問的に評価できる最大の理由は、本論文がイスラーム研究において欠けていた、イスラーム法学の古典的な議論と現代のムスリムが経験する現実を繋ぐ研究であるという点である。非ムスリム諸国に生きるムスリムについての研究は、そのほとんどが西洋諸国の側の問題としてムスリム・マイノリティを論じており、イスラーム法に絡

めた研究はおろか、ムスリムの視点に立った研究すら充分になされていない。またイスラーム法学の研究は、グローバル化という現象がイスラーム法に与える影響を考察の対象とすることは少ない。こうした点を考えると、この研究の学問的な意味は非常に大きい。

さらにこの論文が高い評価に値するのは、マイノリティ法学という新しい分野について紹介するにとどまらず、そうした新しい分野が誕生することで、イスラーム法の構造全体にどのような変化を生みだすかを考察している点による。イスラームあるいはムスリムの存在を地表区分によって示すことができなくなるのが、イスラームの経験するグローバル化であるとするれば、「ダール」概念を再検討することから始め、ミクロロギー的解釈の持つ意味を問い直すこの研究は、まさにこれからのイスラームを考える上で画期的な視点を提供していると言える。

しかしながら、審査委員からまったく批判的なコメントがないわけではなかった。たとえばイスラーム法学（フィクフ）という概念を説明するにあたり、シャリーアとの関連によってその意味が示されるものの、シャリーアというまさにイスラームにおける鍵概念の説明が不十分であるため、本論のテーマの重要性が十分に浮き彫りになっていないという指摘があった。

またマイノリティ法学ならではの特徴的な法解釈として挙げられている事例の数が限られているため、マイノリティ法学を必要とする現場の具体的なイメージを得にくいという指摘もあった。

これらの点に関しては、松山氏による返答から、的確に修正することが可能であることが確認された。

【総合的な判断】

以上のように、形式的には若干改良の余地が残ってはいるものの、論文自体の完成度の高さは審査委員全員の認めるものであった。また審査委員からの質問やコメントに対する申請者の回答もきわめて的確で論理的であり、本論文から今後さらに研究が発展していく可能性を強く印象づけるものであった。その結果、審査委員全員一致で、本論文が博士（学術）の学位を授与するに値するものであるという結論に達した。